

公共係船施設利用規則

（目的）

第1条 この規則は、公益財団法人浜名湖総合環境財団（以下「財団」という。）が管理する公共マリーナ・公共係留施設及び舞阪 PBS 係留施設（以下「公共係船施設」という。）、公共マリーナ・公共係留施設利用契約者（以下「契約者」という。）及び舞阪 PBS 係留施設使用者（以下「使用者」という。）、また、その関係者が遵守しなければならない事項等について定め、もって秩序ある施設利用を図ることを目的とする。なお、使用者は別途定める「舞阪 PBS の使用に関する条件」を承諾の上、施設利用を許可するものとする。

（利用契約及び使用許可）

第2条 公共マリーナ及び公共係留施設を利用しようとする者は、財団との間で施設利用契約を締結するものとする。また、共同契約は当初契約時のみ認めるものとする。

2 舞阪 PBS 係留施設を使用しようとする者は、静岡県の施設使用許可を必要とする。

（契約者及び使用者の資格）

第3条 利用契約及び使用許可ができる者は、静岡県河川管理条例第2条第1項の規定による静岡県知事の通航届出を行い、安全講習を受講し財団へ船艇を登録した者とする。

（契約者への通知）

第4条 共同契約の場合は、財団からの通知等は代表契約者に対しのみ行う。また契約事項の変更も、原則、代表契約者にのみ通知する。

2 代表契約者は、通知等を受領した時は、直ちに他の共同契約者に通知する。また、代表契約者に対しなされた通知等は、他の共同契約者に対しなされたものとみなす。

（契約船及び使用船）

第5条 契約者及び使用者は、公共係船施設に係留する船舶を定め、財団に報告する。なお、契約者及び使用者が所有権を有する船舶に限る。

2 ディンギー・水上バイク・漁船・船舶登録をしていない船舶は利用契約及び使用許可しない。

3 河川管理者からの受入れ要請があれば協議し受入れる。

（船舶の長さ）

第6条 利用料の積算基本となる船舶の長さは日本小型船舶検査機構（J C I）が発行する船舶登録長を適用する。ただし、船舶により船舶予備検査に記載されている測度長を適用することもできる。また古い船舶で長さが不明の場合は全長×0.9を登録長とする。

- 2 申請時は船舶検査手帳及び予備検査証明書等の書類を添付する。
- 3 登録長及び測度長8mを超える船舶は収容しない。

（係留の方法）

第7条 契約者及び使用者が所有権を有する契約船及び使用船の係留を目的として、この施設を利用するものとする。

- 2 船艇の係留位置は、財団が指定する。ただし、指定する位置は、財団の都合により変更することができるものとする。
- 3 契約者及び使用者は、台風・津波・洪水等による被害の発生が予想される場合は、公共係船施設の内外を問わず他の船艇や他の施設に影響を及ぼさない様、他船との衝突及び流出防止など十分な対策と措置を講じなければならない。
- 4 船舶の変更及び移動の要望は、事前に財団と協議し、財団からの指示に従うこと。

（備品の設置）

第8条 契約者及び使用者は、船艇に船舶安全法に基づく安全備品等を備えなければならない。

（迷惑行為の禁止）

第9条 契約者・使用者及び関係者は、施設内並びに付近住民や漁業者に迷惑及び損害を与えないよう、常に騒音、迷惑駐車、安全、油流失、衛生面等に留意しなければならない。

（営業行為の禁止）

第10条 公共係船施設内において許可された者以外の者は、もっぱら営業を目的とした行為（遊漁船行為等）及びこれに準ずる行為をしてはならない。

（係留杭等の管理）

第11条 係留杭・係船リング及びYブーム等の日常管理（牡蠣殻・フジツボ処理等）は、契約者及び使用者が自己責任において行うものとする。

- 2 係船ロープ等は契約者及び使用者が用意する。
- 3 舞阪 PBS 係留施設においては、使用者が係船リングを用意する。

(施設の入場制限)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、公共係船施設への入場を制限する。

- (1) 台風・津波・高潮・洪水等災害等の不可抗力による場合。
- (2) 河川管理者の要請の場合。
- (3) 財団及び河川管理者が実施する施設や河川浚渫等の工事の場合。
- (4) その他、財団が必要と認める場合。

(公共マリーナの利用時間)

第 13 条 関係者の利用時間は午前 9 時から午後 5 時までを基本とする。また、契約者の時間制限はないが、安全航行と周辺住民の環境を考慮して夜間の利用は極力控える。なお、日常マリーナ門扉の開閉は財団の管理委託者が実施するが、契約者には自己管理のため番号を通知する。

(公共係船施設内航行時のルール)

第 14 条 公共係船施設で船舶を航行する場合は、次の各号に掲げる港内ルール(港則法の適用)を遵守する。

- (1) 施設内及び航路はスロー航行する。
- (2) 施設内及び航路は右側通航、並列航行及び追越しは禁止する。
- (3) 施設出港時は出港船を優先し出港船は右小回り、入港船は左大回りとする。
- (4) 施設出入り口付近は一旦停船し安全確認をする。

(スロープの利用)

第 15 条 契約している公共係船施設のスロープは、契約船のために利用することを認めるが、公的機関(警察署・消防署・海上保安庁等)において利用が必要な場合はこれを優先する。また日常は施錠しているため、使用の際は財団に申し出るものとする。

(防災用栈橋等の利用)

第 16 条 契約している公共係船施設の防災用栈橋は、防災に関する利用を優先するため、財団が許可したもの以外の全ての船舶の利用を制限する。

- 2 契約している公共係船施設の一時係留栈橋は、契約者が利用することを認めるが、公的機関(警察署・消防署・海上保安庁等)において利用が必要な場合はこれを優先する。
- 3 その他の利用は財団の許可を得ることとする。

（船長の責任について）

第 17 条 船舶の出航時、船長は当日の海洋気象等を十分把握することと船舶の安全点検及び乗員の救命胴着着用等、事故防止を心掛け安全航行を遂行しなければならない。

（公共係船施設利用料）

第 18 条 契約者及び使用者は、財団が別に定める公共係船施設利用料金を財団に納付するものとする。

2 消費税の変更による利用料の改訂は年度途中でも行うことができるものとする。

3 財団の理由による利用料改定は、利用者に対し十分な通知の上、年度の初めに改訂するものとする。

4 契約船及び使用船がない場合は、財団の許可を得て、契約者及び使用者の居住地に応じた、施設で最低の利用料金を適用できるものとする。

（利用料の支払い）

第 19 条 利用料の支払いは契約者及び使用者以外の第三者でも可能とする。ただし未納等不都合が生じた場合は契約者が責務を負う。

（利用料の減免）

第 20 条 公共係船施設の利用料について理事長が認めるものは利用料全額減免できるものとする。

（損害賠償）

第 21 条 契約者及び利用者は、故意又は過失により財団並びに第三者に損害を与えた場合は、その責を負わなければならない。

（事故報告）

第 22 条 契約者・使用者及び関係者は、漁業者やその他第三者等との間に紛争や事故が生じたときは、財団に対し、速やかに内容、発生場所、発生時刻、相手方の名称その他の事項を報告しなければならない。

（船舶の変更に伴う利用契約及び使用許可の変更）

第 23 条 契約者及び使用者は、船舶・住所等の変更は利用料の変更が生じることがあるため、速やかに届け出をしなければならない。住所地変更、船舶の長さ、幅変更に伴う新利用料の適用は、変更の事実があった日の翌月から適用する。差額返金は申請月の翌月に指定口座に振込むものとする。

（利用契約の解約及び使用許可の終了）

第 24 条 契約者及び使用者が、利用契約の解約及び使用許可の終了をするには、解約及び終了の 1 か月前までに財団に解約届出書を提出し、船舶を解約及び終了の日までに公共係船施設から撤去しなければならない。

（契約者及び使用者の継承）

第 25 条 承継は次の各号のいずれかに該当する場合とし、書面により申し出るものとする。

- (1) 単独契約者及び使用者が病気及びその他の理由により親族に継承できる範囲は 3 親等以内とし、契約者及び使用者本人との関係を証明できる書類（戸籍謄本・住民票・他）を提出するものとする。
- (2) 法人契約者及び法人使用者は登録されている役員・監査役に継承できるものとし、法人登記簿謄本及び法人印鑑証明を提出するものとする。また、この逆も可とする。
- (3) 契約者及び使用者（法人契約を含む）が養子縁組等により名義変更（会社においては社名変更）の場合は、速やかに変更前後を証明する書類を提出するものとする。
- (4) 共同契約者がいる場合の契約の継承は共同の順位に関係なく継承できるものとする。

（船艇保険の加入）

第 26 条 契約者は、事故による損害賠償に備えるため、あらかじめ適正な損害賠償責任保険等船艇保険に加入しなければならない。なお、少なくとも対物賠償及び捜索救助に加入すること。

（通知義務）

第 27 条 契約者・使用者及び関係者は、緊急時の連絡先を財団に提出するものとする。

（規則違反に対する措置）

第 28 条 契約者・使用者及び関係者が本規則等の条項の一に違反したときは、財団は速やかに、本規則等違反是正勧告、契約解除その他適切な措置をとるものとする。なお、状況に応じて船舶の強制撤去も行う。

（委任）

第 29 条 この規則に定めるもののほか、この公共係船施設の利用に関し必要な事項は、財団理事長が別に定める。